

○

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを加える。

改 正 後

目次

〔第一章～第五章 略〕

第六章 商工組合中央金庫電子決済等代行業（第八十九条の二～第八十九条の三十）

第七章 雜則（第九十条～第九十四条）

附則

改 正 前

目次

〔第一章～第五章 同上〕

第六章 雜則（第九十条～第九十二条）

附則

（金融等デリバティブ取引）

第十一条 法第二十一条第四項第十八号に規定する類似する取引であ

つて主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた

商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

イ 「略」

イ 「同上」

（金融等デリバティブ取引）

第十一条 「同上」

口 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

〔1・2〕 略

〔2・3〕 略

口 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

〔1・2〕 同上

〔2・3〕 同上

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条 商工組合中央金庫は、法第二十四条第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

〔1・6〕 略

〔2・4〕 略

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条 商工組合中央金庫は、法第二十四条第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

〔1・6〕 同上

〔2・4〕 同上

(特定取引勘定)

第十八条 商工組合中央金庫は、特定取引を行う場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。この場合において、商工組合中央金庫が当該要件のいずれかに該当しないとき又はいずれにも該当しないときであつても特定取引勘定を設けることを妨げない。

〔1・2〕 略

(特定取引勘定)

第十八条 商工組合中央金庫は、特定取引を行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。この場合において、商工組合中央金庫が当該要件のいずれかに該当しないとき又はいずれにも該当しないときであつても特定取引勘定を設けることを妨げない。

〔1・2〕 同上

〔2～5 略〕

(個人顧客情報の安全管理措置等)

第二十条 商工組合中央金庫は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならぬ。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等)

第四十七条 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二 【略】

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する主務省令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

〔2～5 同上〕

(個人顧客情報の安全管理措置等)

第二十条 商工組合中央金庫は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(特定投資家として取り扱うよう申し出 POSSIBILITY ができる営業者等)

第四十七条 【同上】

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二 【同上】

2 【同上】

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

口 「略」

二 有限责任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限责任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

口 「略」

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第四十八条 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

「イ・ロ 略」

ハ 法第二十九条に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百

口 「同上」

二 有限责任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限责任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

口 「同上」

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第四十八条 「同上」

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 法第二十九条に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百

三十二号）第十一條の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條の六の四に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十号）第六條の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九條の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七條の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四條の二に規定する特定預金等、銀行法第十三條の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九條の三に規定する特定預金等

〔二～ト 略〕

三　〔略〕

（広告類似行為）

第五十一条　準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する主務省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレット

三十二号）第十一條の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條の六の四に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十号）第六條の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九條の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七條の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四條の二に規定する特定預金等、銀行法第十三條の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九條の三に規定する特定預金等

〔二～ト 同上〕

三　〔同上〕

（広告類似行為）

第五十一条　〔同上〕

を配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

〔一・二 略〕

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（口からニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

〔イ～ニ 略〕

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条 〔略〕

2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、

次に掲げるものとする。

〔一～六の二 略〕

六の三 商工組合中央金庫電子決済等代行業（法第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務

〔七～五十一 略〕
〔3～8 略〕

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

〔一・二 同上〕

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口からニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

〔イ～ニ 同上〕

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一～六の二 同上〕

〔号を加える。〕

〔七～五十一 同上〕
〔3～8 同上〕

第七十三条 商工組合中央金庫は、認可対象会社（法第三十九条第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出しなければならない。

〔一～五 略〕

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

〔2～5 略〕

（法第四十条第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第七十五条 〔略〕

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出しなければならない。

〔一～三 略〕

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 〔略〕

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第七十六条 商工組合中央金庫は、法第四十条第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して

第七十三条 〔同上〕

〔一～五 同上〕

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

〔2～5 同上〕

（法第四十条第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第七十五条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一～三 同上〕

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 〔同上〕

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第七十六条 〔同上〕

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

主務大臣等に提出しなければならない。

〔一～三 略〕

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

〔2・3 略〕

第六章 商工組合中央金庫電子決済等代行業

(商工組合中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為)

第八十九条の二 法第六十条の二第一項に規定する主務省令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者(法第六十条の二第一項第一号に規定する預金者をいう。以下同じ。)から当該預金者に係る識別符号等(商工組合中央金庫が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第八十九条の十二第四項第五号において同じ。)を取得して行うものを除く。

一 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為

二 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為
三 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成十五年法律第二百十二号)第二条第一項に規定す

〔一～三 同上〕

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

〔2・3 同上〕

〔章を加える。〕

る国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為

四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であつて、当該行為に先立つて、商工組合中央金庫と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

（商工組合中央金庫電子決済等代行業に該当する方法）

第八十九条の三 法第六十条の二第一項第一号に規定する主務省令で定める方法は、預金者の使用に係る電子機器の映像面に当該預金者が商工組合中央金庫に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて商工組合中央金庫に対する指図を行うための画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を商工組合中央金庫に対して伝達する方法とする。

（商工組合中央金庫電子決済等代行業の登録申請書の記載事項）

第八十九条の四 法第六十条の四第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第八十九条の六において同じ。）が法第六十条の一第一項第一号に掲げる行為（第八十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合に限る。

- 一 商工組合中央金庫電子決済等代行業者（法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先（登録申請者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合にあっては、国内に当該営業所又は事務所を有するときに限る。）
 - 二 加入する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会（法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会をいう。以下同じ。）の名称
 - 三 商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の一部の委託をする場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所
 - 四 他に業務を営むときは、その業務の種類
- 2 前項第一号及び第四号に掲げる事項は、銀行等（銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組

合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第八十九条の六及び第八十九条の十第一項において同じ。）が登録申請者である場合にあつては、登録申請書（法第六十条の四第一項の登録申請書をいう。第八十九条の六において同じ。）に記載することを要しない。

（商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法）
第八十九条の五 法第六十条の四第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る行為のうち、法第六十条の二第一項各号に掲げる行為（第八十九条の二に掲げる行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為（第十八条の二に掲げる行為を除く。）のいずれもを行う場合は、その旨）

二 取り扱う商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る業務の概要
三 商工組合中央金庫電子決済等代行業の実施体制

2 前項第三号に規定する実施体制には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制
二 商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る業務（法第六十条の二第一項第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、商工

組合中央金庫電子決済等代行業に関する利用者に関する
情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者
に委託する場合における当該業務の的確な遂行のための体制

三 商工組合中央金庫電子決済等代行業を管理する責任者の氏名及
び役職名

（登録申請書のその他の添付書類）

第八十九条の六 法第六十条の四第二項第四号に規定する主務省令で
定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については
、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。ただし
、銀行等が法第六十条の三の登録の申請をする場合は、この限りで
ない。

- 一 登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類
- イ 役員（法第六十条の四第一項第二号に規定する役員をいい、
役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下
この号において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、
当該役員の沿革を記載した書面）
- ロ 役員の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の
登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- ハ 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて登録申請書に
記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の婚姻前の
氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書
面

二 役員が法第六十条の六第一項第二号ロ(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ホ 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面

ヘ 登録申請者が会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。）であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

二 登録申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ 登録申請者の履歴書

ロ 登録申請者（当該登録申請者が外国に住所を有する個人であるときは、その日本における代理人を含む。ハにおいて同じ。）の住民票の抄本（当該日本における代理人が法人であるときは、当該日本における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ 登録申請者の婚姻前の氏名を当該登録申請者の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登録申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

二 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る別紙様式第十二号により作成した財産に関する調書

(商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿の縦覧)

第八十九条の七 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、その登録をした商工組合中央金庫電子決済等代行業者に係る商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿を経済産業省、財務省及び金融庁（金融庁にあっては、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。第八十九条の三十一及び第九十二条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局））に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(財産的基礎)

第八十九条の八 法第六十条の六第一項第一号イに規定する主務省令で定める基準は、純資産額（第八十九条の六第一号ホに規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同条第二号ニに規定する財産に関する調書に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除了した額をいう。）が負の値でないこととする。

(変更の届出を要しない場合等)

第八十九条の九 法第六十条の七第一項に規定する主務省令で定める

場合は、次に掲げる場合とする。

一 増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）

二 前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前の所在地に復した場合

三 第八十九条の四第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

2 法第六十条の七第一項の規定により届出を行う商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、主務大臣等に提出しなければならない。

3 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、法第六十条の七第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第八十九条の四第一項第四号に掲げる事項を記載した書面（法第六十条の二第一項第一号に掲げる行為（第八十九条の二に掲げる行為を除く。）を行うこととなつた場合に限る。）を添付して主務大臣等に提出しなければならない。

（開業等の届出）

第八十九条の十 法第六十条の八に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあっては、銀行等でない商工組合中央金庫電子決済等代行業者が法第六十条

の二第一項第一号に掲げる行為（第八十九条の二に掲げる行為を除く。）を行つているとき有限る。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 法第六十条の十二第一項に規定する契約の内容を変更した場合

三 第八十九条の四第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

2 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して主務大臣等に提出しなければならない。

3 法第六十条の人に該当するときの届出（商工組合中央金庫電子決済等代行業を開始したときの届出を除く。）は、半期ごとに一括して行うことができる。

（廃業等の届出）

第八十九条の十一 法第六十条の九第一項の規定により届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、主務大臣等に提出するものとする。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 届出事由
- 四 法第六十条の九第一項各号のいずれかに該当することとなつた年月日
- 五 商工組合中央金庫電子決済等代行業を廃止したときは、その理由

六 会社分割により商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の承継をさせたとき又は商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の譲渡をしたときは、その業務の承継又は譲渡の方法及びその承継先又は譲渡先

(利用者に対する説明)

第八十九条の十二 法第六十条の十第一項に規定する主務省令で定める場合は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第六十条の二第一項各号に掲げる行為（第八十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、直前に当該利用者との間で当該行為を行った時以後に法第六十条の十第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

2 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、法第六十条の二第一項各号に掲げる行為（第八十九条の二に掲げる行為を除く。）を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法により、利用者に対し、法第六十条の十第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。次条、第八十九条の十四及び第八十九条の十九において同じ。）を受けて、法第六十条の二第一項各号に掲げる行為（第八十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合においては、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者又は商工組合中央金庫を介して当該事項を明らかにすることができる。

前項の「商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、法第六十条の二第一項第一号に規定する指図の伝達を受け、商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対し、当該指図を商工組合中央金庫に対して伝達することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

二 法第六十条の二第一項第二号に規定する預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、同号に規定する情報を当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）を目的として、商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対し、商工組合中央金庫から当該情報を取得することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

4 法第六十条の十第一項第五号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第六十条の五第一項第二号に掲げる登録番号
- 二 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法
- 三 法第六十条の二第一項第一号に掲げる行為（第八十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額
- 四 利用者との間で継続的に法第六十条の二第一項各号に掲げる行

為（第八十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第六十条の二第一項各号に掲げる行為（第八十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、その旨

六 その他当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の行う商工組合中央金庫電子決済等代行業に関し参考となると認められる事項

（商工組合中央金庫が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

第八十九条の十三 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者との間で法第六十条の二第一項各号に掲げる行為（第八十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを使用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の業務を商工組合中央金庫が営むものではないことの説明を行わなければならない。ただし、商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者（前条第三項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。）の委託を受けて、法第六十条の二第一項各号に掲げる行為（第八十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者

又は商工組合中央金庫を介して当該説明を行うことができる。

(為替取引の結果の通知)

第八十九条の十四 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、法第六十条の二第一項第一号に掲げる行為（第八十九条の二に掲げる行為を除く。）を行つたときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき商工組合中央金庫が行つた預金者が商工組合中央金庫に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、当該通知を、商工組合中央金庫又は商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者（商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者にあっては、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為（第八十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合に限る。）を介して行うことができる。

(商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る情報の安全管理措置)

第八十九条の十五 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、その業務の内容及び方法に応じ、商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(個人利用者情報の安全管理措置等)

第八十九条の十六 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（特別の非公開情報の取扱い）

第八十九条の十七 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されない情報をいう。）を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第八十九条の十八 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、その業務（法第六十条の二第一項第二号に掲げる行為のみを行う場合には、商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

（商工組合中央金庫との間の契約に定めなければならない事項）

第八十九条の十九 法第六十条の十二第二項第三号に規定する主務省令で定める事項は、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて法第六十条の二第一項各号に掲げる行為（第八十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに商工組合中央金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

（契約の公表方法）

第八十九条の二十 商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、法第六十条の十二第二項各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の方法により、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

（商工組合中央金庫による基準の公表方法）

第八十九条の二十一 商工組合中央金庫は、法第六十条の十三第一項に規定する基準を、インターネットの利用その他の方法により、商工組合中央金庫電子決済等代行業者及び商工組合中央金庫電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

(商工組合中央金庫による基準に含まれる事項)

第八十九条の二十二 法第六十条の十三第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第六十条の十二第一項の契約の相手方となる商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置
- 二 法第六十条の十二第一項の契約の相手方となる商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制

(商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する帳簿書類)

第八十九条の二十三 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、法第六十条の十四の規定により、総勘定元帳を作成し、その作成の日から十年間保存しなければならない。

(商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する報告書の様式等)

- 第八十九条の二十四 法第六十条の十五の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する報告書は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が個人である場合においては別紙様式第十三号により、法人である場合には別紙様式第十四号により、それぞれ作成し、個人にあっては別紙様式第十五号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあっては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後三月以内に主務大臣等に提出しなければならない。
- 2 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ主務大臣等の承認を受けて、当該提出を延期することができる。
- 3 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して主務大臣等に提出しなければならない。
- 4 主務大臣等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした商工組合中央金庫電子決済等代行業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(公告の方法)

第八十九条の二十五 法第六十条の十九第二項の規定による公告は、

官報によるものとする。

(認定の申請書の添付書類)

第八十九条の二十六 令第十八条第二項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 認定業務（法第六十条の二十一に規定する認定業務をいう。次号及び第八十九条の二十九第六号において同じ。）の実施の方法を記載した書類
- 二 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類
- 三 最近の事業年度（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類
- 四 役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 五 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第十八条第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
- 六 その他参考となるべき事項を記載した書類

(会員名簿の縦覧)

第八十九条の二十七 認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会は、その会員名簿を当該認定商工組合中央金庫電子決済等代行事

業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報)

第八十九条の二十八 法第六十条の二十六第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一 法第六十条の三の登録を受けないで商工組合中央金庫電子決済等代行業を営んでいる者（法第六十条の三十二第二項の規定による届出をした銀行法第二条第十八条項に規定する電子決済等代行業者である者を除く。）を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二 法第六十条の二第一項各号に掲げる行為（第八十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う前に、商工組合中央金庫との間で、法第六十条の十二第一項に規定する契約を締結せずに商工組合中央金庫電子決済等代行業を営んでいる商工組合中央金庫電子決済等代行業者を知つたときは、その者に関する前号に掲げる情報

三 その他利用者の利益を保護するために認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会が必要と認める情報

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会への情報提供)

第八十九条の二十九 法第六十条の三十一に規定する主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 法の解釈に関する情報

二 法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査の結果及びその内容に関する情報

三 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する情報

四 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の業務又は商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する情報

五 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の業務及び商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する統計情報並びにその基礎となる情報

六 その他認定業務を適正に行うために主務大臣等が必要と認める情報

(商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧)

第八十九条の三十 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、法第六十条の三十二第二項の規定による届出をした銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者に係る名簿を経済産業省、財務省及び金融庁（金融庁にあつては、当該電子決済等代行業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局））に備え置き、公衆

の縦覧に供するものとする。

第七章　〔略〕

(経由官庁)

第九十二条

商工組合中央金庫電子決済等代行業者（外国法人又は外国に住所を有する個人であつて国内に営業所又は事務所を有しない者を除く。）は、法第六十条の四第一項の規定による申請書、商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する報告書その他この命令に規定する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において

、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該財務事務所又は出張所の長を経由して提出しなければならない。

(商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例)

第九十三条

法（第八章の二に限る。）又はこの命令の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（商工組合中央金庫電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が主務大臣等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語

「条を加える。」

第六章　〔同上〕

「条を加える。」

で記載することができる。

2 商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人は、法第六十条の四第二項に規定する書類又はこの命令の規定により申請書若しくは届出書に添付して主務大臣等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものと主務大臣等に提出することができる。

3 商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも主務大臣等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、主務大臣等に提出することを要しない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する措置）

第九十四条　【略】

別表第四（第八十九条の九第二項関係）

届出事項	記載事項
商号、名称又は氏名 (以下この表において)	一 新商号等 二 旧商号等
法人であるときは 、変更に係る事項	添付書類

（電磁的記録に記録された事項を表示する措置）

第九十二条　【同上】

〔別表を加える。〕

		て「商号等」という 。)の変更	
日本における代理人 の変更（商工組合中 央金庫電子決済等代 行業者が外国に住所 を有する個人である	日本における代理人 の商号等の変更（商 工組合中央金庫電子 決済等代行業者が外 国に住所を有する個 人である場合に限る 。）	三　変更年月日	
一　変更前の日本に おける代理人の商 号等	一　新商号等 二　旧商号等 三　変更年月日	日本における代理 人が法人であると きは、変更に係る 事項を記載した登 記事項証明書又は これに代わる書面 、日本における代 理人が個人である ときは、住民票の 抄本又はこれに代 わる書面	を記載した登記事 項証明書（これに 準ずるもの）を含む 。以下この表にお いて同じ。）
二　変更後の日本に おける代理人の商 （当該日本にお	一　理由書 二　変更後の日本 における代理人 の住民票の抄本		

場合に限る。)

役員（法第六十条の四第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更	一 変更があつた役員の氏名又は名称 及び役職名 二 就任又は退任年月日	一 変更があつた役員の氏名又は名称 及び役職名 二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ 履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面） ロ 住民票の原本（就任する役員が法人であるときは、	三 変更年月日 号等
---	---	--	---------------

ける代理人が法人であるときは、当該日本における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

当該役員の登
記事項証明書

）又はこれに

代わる書面

ハ 婚姻前の氏

名を、氏名に
併せて第八十

九条の九第二
項の届出書に
記載した場合

において、口
に掲げる書面

が当該婚姻前
の氏名を証す

るものでない
ときは、当該

婚姻前の氏名
を証する書面

二 法第六十条
の六第一項第
二号ロ(1)から
(6)までのいづ
れにも該当し

- 32 -

更 営業所等の名称の変 更	営業所等の所在地の 変更	（以下この表において「営業所等」とい う。）の設置	商工組合中央金庫電子決済等代行業を営 む営業所又は事務所	一 設置した営業所等の名称 二 所在地	ない者であることを当該役員が誓約する 書面
二 変更後の名称及 び所在地	一 変更前の名称及 び所在地	三 変更年月日	四 営業開始年月日	三 等で営む商工組合 中央金庫電子決済 等代行業に係る業 務の内容	

利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在 地又は連絡先の変更	主たる営業所又は事務所の名称又は所在地の変更（商工組合中央金庫電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であり、外國に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）	一 変更前の主たる営業所又は事務所の名称又は所在地の変更後（商工組合中央金庫電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であり、外國に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）	二 廃止年月日	三 変更年月日
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在 地又は連絡先の所在	一 変更前の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在	一 変更前の主たる営業所又は事務所の名称又は所在地の変更後（商工組合中央金庫電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であり、外國に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）	二 廃止年月日	三 変更年月日

委託に係る業務の内容又は委託先の変更		認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会からの脱退	認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会への加入	
一 変更の内容 二 変更年月日	二 脱退年月日	一 脱退した認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の名称	一 加入した認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の名称 二 加入年月日	二 変更後の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先 三 変更年月日
	る書面	認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会から脱退した事実を確認することができる書面	認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会に加入した事実を確認することができる書面	

(別紙様式第12号)

〔別紙〕

〔別紙様式を加える。〕

(別紙様式第13号)

〔別紙〕

(別紙様式第14号)

〔別紙〕

〔別紙様式を加える。〕

(別紙様式第15号)

〔別紙〕

備考　該文の〔 〕に記載せば可也。

別紙様式第12号（第89条の6第2号ニ関係）

(日本工業規格A4)

財産に関する調書（年月日現在）

年月日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

	価額	摘要
資産計(A)		
負債計(B)		
(A) - (B)		

(記載上の注意)

- 1 この調書は、登録申請者が個人である場合に限り、登録申請書に添付すること。
- 2 価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 (A)及び(B)の価額の算出は、次のとおり行うこと。
 - (1) 基礎とする各資産及び各負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあっては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高による。
 - (2) 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記(1)にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額による。
 - (3) 土地及び建物の価額については、上記(1)にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額による。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額とすることを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあっては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\text{居住用の土地又は建物の} \\ \text{算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{取得時の自己資金+返済済み元金額}}{\text{取得時の借入金+取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積+事業用面積}}$$

に基づき算出した価額

$$+ \text{算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積+事業用面積}}$$

に基づき算出した価額

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積+事業用面積}}$$

- (4) 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額による。
- (5) 営業権、地上権その他の無形固定資産についても、(A) の価額の算出の基礎とする。

別紙様式第13号（第89条の24第1項関係）

（日本工業規格A4）

商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する報告書

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

印

（記載上の注意）

- 1 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。
 - 2 記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。
- 1 登録年月日及び登録番号
 - 2 商工組合中央金庫電子決済等代行業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における商工組合中央金庫電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

3 商工組合中央金庫との契約締結

契約年月日	商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

- 1 当期において株式会社商工組合中央金庫法（以下「法」という。）第60条の12第1項の契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、商工組合中央金庫との1の契約に従って行う商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（法第60条の2第1項第1号に掲げる行為（第89条の2に掲げる行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、法第60の2条第1項第1号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供（同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4 委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、委託先（第89条第2項第2号の第三者をいう。以下同じ。）があるときに限り記載すること。
- 2 「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。
- 3 「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。
- 4 「商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。
- 5 商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者数
□
者

(記載上の注意)

当期末において、商工組合中央金庫電子決済等代行業者として第89条の12第3項各号の委託を受けている同項の商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者（以下「商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者」という。）があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6 使用人の状況

	使 用 人
総 数	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における商工組合中央金庫電子決済等代行業に従事する使用人について記載すること。
- 2 「使人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7 事務所の状況

名 称	所 在 地

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む事務所について記載すること。
- 2 適宜、地区別に区分して記載すること。

8 商工組合中央金庫電子決済等代行業の実施状況

(単位：件、者)

決済指図伝達		口座情報の取得・提供
契約件数又は利用者数	決済指図伝達の件数 〔為替取引に至らなかつた件数を含むか否か〕	契約件数又は利用者数
	[]	

(記載上の注意)

- 1 「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（法第 60 条の 2 第 1 項第 1 号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者（商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者や商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図伝達に係る基本契約（継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。）の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。
- 2 「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行った件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が法第 60 条の 2 第 1 項第 1 号の指図の内容のみの伝達である場合に、商工組合中央金庫電子決済等代行業者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。
また、件数の次の〔 〕内には、当該件数に為替取引に至らなかつた件数を含むか否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。
- 3 「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者等（法第 60 条の 2 第 1 項第 2 号の預金者等をいう。以下同じ。）若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者等若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第14号（第89条の24第1項関係）

（日本工業規格A4）

商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する報告書

〔年　月　日から
年　月　日まで〕

年　月　日

主たる営業所

又は事務所の

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

（記載上の注意）

- 1 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。
 - 2 記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。
- 1 登録年月日及び登録番号
 - 2 商工組合中央金庫電子決済等代行業の概況
- （記載上の注意）
- 直近の事業年度における商工組合中央金庫電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。
- 3 商工組合中央金庫との契約締結

契約年月日	商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

- 1 当期において株式会社商工組合中央金庫法（以下「法」という。）第60条の12第1項の契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、商工組合中央金庫との1の契約に従って行う商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（法第60条の2第1項第1号に掲げる行為（第89条の2に掲げる行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、法第60条の2第1項第1号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供（同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4 委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、委託先（第89条の5第2項第2号の第三者をいう。以下同じ。）があるときに限り記載すること。
- 2 「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。
- 3 「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。
- 4 「商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。
- 5 商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者数

者

(記載上の注意)

当期末において、商工組合中央金庫電子決済等代行業者として第89条の12第3項各号の委託を受けている同項の商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者（以下「商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者」という。）があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6 役員及び使用人の状況

	役 員	使 用 人		計
		うち非常勤	名	
総 数	名	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における商工組合中央金庫電子決済等代行業に従事する役員及び使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む営業所又は事務所について記載すること。
- 2 適宜、地区別に区分して記載すること。

8 商工組合中央金庫電子決済等代行業の実施状況

(単位：件、者)

決済指図伝達		口座情報の取得・提供
契約件数又は利用者数	決済指図伝達の件数 〔為替取引に至らなかつた件数を含むか否か〕	契約件数又は利用者数
	[]	

(記載上の注意)

- 1 「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（法第 60 条の 2 第 1 項第 1 号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者（商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者や商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図伝達に係る基本契約（継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。）の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。
- 2 「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行った件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が法第 60 条の 2 第 1 項第 1 号の指図の内容のみの伝達である場合に、商工組合中央金庫電子決済等代行業者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。
また、件数の次の〔 〕内には、当該件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。
- 3 「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者等（法第 60 条の 2 第 1 項第 2 号の預金者等をいう。以下同じ。）若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者等若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第15号（第89条の24第1項関係）

(日本工業規格A4)

財産に関する調書（年月日現在）

年月日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

	価額	摘要
資 産 現金・預金 有価証券 未収入金 貸付金 土地 建物 備品 権利 貸倒引当金 その他 計 (A)		
負 債 借入金 未払金 前受金 その他 計 (B)		
(A) - (B)		

(記載上の注意)

- 1 この調書は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が個人である場合に限り、報告書に添付すること。
- 2 価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 3 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあっては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、提出日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 4 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 5 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載することを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあっては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\text{居住用の土地又は建物の} \\ \text{算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{取得時の自己資金+返済済み元金額}}{\text{取得時の借入金+取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積+事業用面積}} \\ \text{に基づき算出した価額}$$

$$\text{居住用の土地又は建物の} \\ + \text{算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積+事業用面積}} \\ \text{に基づき算出した価額}$$

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積+事業用面積}}$$

- 6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
- 7 「権利」とは、営業権、地上権その他の無形固定資産をいう。